

5 ジェンダー平等を
実現しよう



今週の「人プロ」 R7 第1回

セクシャルハラスメント

人プロ 168ページ

令和7年5月9日（金）

使命を全うする 4ページ 「児童生徒性暴力」

- ・ 「相談事を聞いていて必要だと思った」
- ・ 「心の安定を図るためのスキンシップだった」
- ・ 「抱きしめることが相手を勇気づけると思っていた」

使命を全うする 6ページ 「セクシュアル・ハラスメント」

- ・ 他者の目に触れにくい状況や閉鎖的な場所で個別指導する
- ・ スキンシップや励ましのつもりで身体に触れるなどの身体接触
- ・ 2人でデートや食事をする、教職員の自宅等に迎え入れる、自家用自動車に同乗させる、管理職の許可無く自宅を訪問する、休日等に学校外で私的に会うなど、2人きりになる。
- ・ 相手が不快に感じる性的な言動が、全てセクハラとなる

使命を全うする 7ページ 「セクシュアル・ハラスメント」

勤務校教室において、約9か月にわたり、同校児童に対して、**膝に乗せる行為**を1週間当たり少なくとも10回行い、同児童に嫌悪感を与えた。（**停職3月**）

- ◎ セクハラは、相手が嫌がったり、不快に感じたりするだけでなく、**周りの者が不快に感じる場合**や、誰が見てもセクハラ行為であると感じる場合にも該当することを理解しておく必要がある。
- ◎ 自分の言動が相手にどのように受け止められるかを常に考えて振る舞うことが大切。教育公務員として、**自分の感覚ではなく相手の立場に立って考える**。
- ◎ 日頃から、教職員間で、セクハラにつながる言動を見逃してはいけない。学校全体で、セクシュアル・ハラスメントを防止する**組織風土**が大切である。

被害者の性的指向や性自認に関らず、性的な言動であればセクハラに該当する。→人プロ P169～173 性的指向とは、自分の意志で変えたり選んだりできるものではない。多様性。